

■景観計画区域内における大規模行為

行為の種類		行為の規模等	
建築物	新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10メートル又は建築面積500平方メートルを超えるもの	
工作物	新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル）又は築造面積1,000平方メートルを超えるもの
		アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの	
		電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの	
		装飾塔その他これらに類するもの	
		高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
		彫像、記念碑その他これらに類するもの	
		自動車車庫の用に供する立体的な施設	
		擁壁その他これらに類するもの	
		コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュャープラントその他これらに類する製造施設	
		石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設			
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設			

	<p>広告物、広告塔その他これらに類するもの</p>	<p>高さ13メートル又は表示面積の合計25平方メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル又は表示面積の合計25平方メートル）を超えるもの</p>
	<p>垣、さく、塀その他これらに類するもの</p>	<p>高さ3メートルを超えるもの</p>
	<p>電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの</p>	<p>高さ20メートル（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20メートル）を超えるもの</p>
<p>土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、水面の埋立て</p>	<p>当該行為に係る部分の土地の面積1,000平方メートルを超えるもの又は高さ5メートル及び長さ10メートルを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</p>	
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>	<p>物件の高さ5メートル又は当該行為に係る部分の土地の面積1,000平方メートルを超えるもの</p>	
<p>木竹の伐採</p>	<p>高さ10メートルを超えるもの又は伐採面積1,000平方メートルを超えるもの</p>	